特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名	
7	国民健康保険に関する事務	基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

木曽岬町は、国民健康保険に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

木曽岬町長

公表日

令和7年10月1日

[令和6年10月 様式2]

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを	を取り扱う事務
①事務の名称	国民健康保険に関する事務
②事務の概要	国民健康保険法に基づく事務であり、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)の規定に従い特定個人情報を取り扱う。 ・転入・転出による国民健康保険資格の取得・喪失 ・社会保険等の加入・喪失による国民健康保険の取得・喪失 ・国民健康保険料賦課及び収納業務 ・国民健康保険加入適用適正化業務 ・医療費適正化の推進 ・生活保護受給の有無の確認 ・児童福祉法における施設等の入所状況 ・精神・障害等における施設等の入所状況 ・転入者の所得状況確認 ・老人福祉施設等の入所状況
③システムの名称	宛名・口座システム、国民健康保険システム、番号連携サーバ(団体内統合宛名システム)、中間サーバー、国保総合システム、国保情報集約システム、医療保険者等向け中間サーバー
2. 特定個人情報ファイル:	名
/	

- (1)宛名・口座特定個人情報ファイル (2)国民健康保険特定個人情報ファイル

3. 個人番号の利用

番号法第9条第1項、別表44の項 番号法別表の主務省令で定める事務を定める命令 第24条 国民健康保険法第113条の3 第1項及び第2項 法令上の根拠 <オンライン資格確認の準備業務>・番号利用法 第9条第1項(利用範囲) 別表44の項 ・国民健康保険法 第113条の3 第1項及び第2項

4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携

①実施の有無	<選択肢>
②法令上の根拠	〈情報提供の根拠〉 ・番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表 1・2・3・5・6・13・16・19・27・38・42・48・56・65・69・83・87・111・115・125・131・137・141・145・158・161・164・165・166・173の項 ・番号法第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令 第2・71・72・73条 〈情報照会の根拠〉 ・番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表69.70.71の項 ・番号法第19条第8号に基づく利用特定個人情報に関する命令 第2条 〈オンライン資格確認の準備業務〉 ・番号利用法 附則第6条第4項 (利用目的:情報連携のためではなくオンライン資格確認の準備 として機関別符号を取得する等) ・国民健康保険法 第113条の3 第1項及び第2項

5. 評価実施機関における担当部署

①部署	住民課
②所属長の役職名	住民課長

6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・	訂正·利用停止請求
請求先	危機管理課 498-8503 三重県桑名郡木曽岬町大字西対海地251番地 0567-68-6101
8. 特定個人情報ファイルの	の取扱いに関する問合せ
連絡先	住民課 498-8503 三重県桑名郡木曽岬町大字西対海地251番地 0567-68-6103
9. 規則第9条第2項の適用	用 []適用した
適用した理由	

Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人	数						
評価対象の事務の対象人数は何人か		[[1万人以上10万人未満]		<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上		
	いつ時点の計数か	令和	17年4月1日 時点				
2. 取扱者	数						
特定個人情報	報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1)500人以上 2)500人未満		
	いつ時点の計数か	令和	17年4月1日 時点				
3. 重大事	故						
	内に、評価実施機関において特定個人 5重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし		

Ⅲ しきい値判断結果

Lきい値判断結果 基礎項目評価の実施が義務付けられる

Ⅳ リスク対策

1. 提出する特定個人情報	保護評価書の種類			
[基礎	項目評価書		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及ひ 3) 基礎項目評価書及ひ	
2)又は3)を選択した評価実施 されている。	・ 機関については、それぞれ	重点項目評価語	書又は全項目評価書において、リスク	7対策の詳細が記載
2. 特定個人情報の入手(作	青報提供ネットワークシス	テムを通じたノ	(手を除く。)	
目的外の入手が行われるリ スクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1)特に力を入れている 2)十分である 3)課題が残されている	
3. 特定個人情報の使用				
目的を超えた紐付け、事務に 必要のない情報との紐付けが 行われるリスクへの対策は十 分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
権限のない者(元職員、アク セス権限のない職員等)によっ て不正に使用されるリスクへ の対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
4. 特定個人情報ファイルの	の取扱いの委託]]委託しない
委託先における不正な使用 等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
5. 特定個人情報の提供・移転	(委託や情報提供ネットワー	-クシステムを通	iじた提供を除く。) []提供・移転しない
不正な提供・移転が行われる リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
6. 情報提供ネットワークシ	ステムとの接続		[]接続しない(入手) []接続しない(提供)
目的外の入手が行われるリ スクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
不正な提供が行われるリスク への対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	

7. 特定個人情報の保管・	肖去		
特定個人情報の漏えい・滅 失・毀損リスクへの対策は十 分か	[十分である	1	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 人手を介在させる作業			[]人手を介在させる作業はない
人為的ミスが発生するリスク への対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	を遵守している。 ・住基ネット照会する際には	:4情報又は住所 は施錠できる棚	一登録事務に係る横断的なガイドラインに従い次の留意事項 fを含む3情報による照会を原則とすること。 l等に保管することを徹底する。 いかダブルチェックを行う。

9. 監査								
実施の有無		[0]	自己点検	[O]	内部監査	[〕外部監査	
10. 従業者に対す	る教育・	啓発						
従業者に対する教育	▪啓発	[十分に行っている]		2) 十分に行	入れて行っている	
11. 最も優先度が	高いと考	えられる	対策		[]全	項目評価又に	は重点項目評価	を実施する
最も優先度が高いと ³ る対策	考えられ	 (選択) (3) (4) (5) (6) (7) (8) 	定個人情報の漏え > 的外の入手が行わ 的を超えた紐付け、 限のないおける転が行わ にまな提供・移転が行 報提供ネットワーク にな提供ネットワーク にでは、 に対する教育	れるリスク・ 事務に必ら で不正に使い な使用等の うわれるリフ システムを システムを い・滅失・野	への対策 要のない情報 明されるリスクリスクスクスクスクスクスの対策ではでいる。 通じて目的が 通じて不正な	との紐付けが うへの対策 策 委託や情報提供さ かの入手が行われ	*ットワークシステムを通 oれるリスクへの対	じた提供を除く。)
当該対策は十分か【	再掲】	[十分である]		2) 十分であ3) 課題が列	・入れている うる はされている	
判断の根拠		・USBメモ 場合は、/ ・不要文書 行ったこと	、情報を含む書類や リは、事前に許可を パスワードによる保 書を廃棄する際は、特 を確認する。 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、	得た媒体の 隻等を行うが 寺定個人情)み使用可能 レールを周知 報が記録され	となるよう業務 徹底している。 いた書類等が混	端末上制御を行っ 。 記入していないか、	でおり、使用するダブルチェックを

変更箇所

変更箇	<u>"T</u>				
変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年9月1日	II しきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計 数か	平成27年7月1日時点	平成28年9月1日時点	事後	定期見直し作業による。
平成28年9月1日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計 数か	平成27年7月1日時点	平成28年9月1日時点	事後	定期見直し作業による。
平成29年4月1日	I. 関連情報	平成28年9月1日時点	平成29年4月1日時点	事後	人事異動に伴う所属長の変 更。
平成30年7月17日	II しきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計 数か	平成28年9月1日時点	平成30年4月1日時点	事後	定期見直し作業による。
平成30年7月17日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計 数か	平成28年9月1日時点	平成30年4月1日時点	事後	定期見直し作業による。
令和1年5月22日	Ⅱしきい値判断項目 1.対象人数 いつ時点の計 数か	平成30年4月1日時点	平成31年4月1日時点	事後	定期見直し作業による。
令和1年5月22日	Ⅱしきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計 数か	平成30年4月1日時点	平成31年4月1日時点	事後	定期見直し作業による。
令和1年5月22日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担 当部署	平成30年4月1日時点	平成31年4月1日時点	事後	定期見直し作業による。
令和1年6月17日	I-5評価実施機関における 担当部署②所属長の役職名	住民課長 山田 克己	住民課長	事後	様式変更に伴う修正。
令和1年6月17日	Ⅱしきい値判断項目	平成30年4月1日時点	平成31年4月1日時点	事後	定期見直し作業による。
令和1年6月17日	Ⅳ リスク対策	(記載なし)	(項目を追加)	事後	様式変更に伴う修正。
令和2年4月1日	Ⅱしきい値判断項目 1.対象人数 いつ時点の計 数か	平成31年4月1日時点	令和2年4月1日時点	事前	規則第15条に基づく再実施
令和2年4月1日	Ⅱしきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計 数か	平成31年4月1日時点	令和2年4月1日時点	事前	規則第15条に基づく再実施
令和2年11月5日	I 関連情報 1. 特定個人情報を取扱うファ イル ②事務の概要		「医療保険制度の適正かつ効率的な運営を図るための健康保険法等の一部を改正する法律」によりオンライン資格確認のしくみの導入を行うとされたこと、当該しくみのような、他の医療保険者等と共同して「被保険者等に係る情報の収集または整理に関する事務」及び「被保険者等に係る情報の利用または提供に関する事务」を国民健康保険回体連合会(以下「支払基金等に表しまたは社会保険診療報酬支払基金(以下「支払基金」という。)に委託することができる旨の規定が国民健康保険法に盛り込まれていることを踏ま、オンライン資格確認等システムへの資格を関連、機関別符号の取得、及び一部の情報提供について共同して支払基金等に委託することとし、国保連合会から再委託を受けた国民健康保険社会(以下「国保中央会(以下「国保中央会(以下「国保市の報度」という。)が、医療保険者等向け中間サーバー等の運営を共同して行う。	事前	「医療保険制度の適正かつ効 率的な運営を図るための健康 保険法等の一部を改正する 法律」によりオンライン資格確 認のしくみの導入されるこに 伴い事務を追加

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和2年11月5日	I 関連情報 1. 特定個人情報を取扱うファ イル ②事務の概要		マオンライン資格確認等システム稼働に向けた準備としての資格履歴管理事務、機関別符号備業務」という。)> ・オンライン資格確認等システムで被保険者等の資格情報を利用するために、国保連合会から委託を受けた国保中央会が、当市から必要を設けて「医療保険者等向け中間サーバー等における資格履歴管理事務」を行うために、当市から被保険者を抽出し、国保連合会を経由して医療保険者等向け中間サーバー等へ被保険者資格に最終を持載の資格情報を利用するために、支払基金が、門サーバー等における機関別符号取得等事務」を可含格情報を利用するために、検験者等の資格情報を利用するために、検験者等の資格情報を利用するために、検験者等の資格情報を利用するために、大きな基金が、門サーバー等における機関別符号取得等事務」を行うために、情報提供等記録開示システムの自力を対して、情報提供等記録開示システムの自力を対して、情報提供を行うを対して、情報とオンライン資格確認等システムで管理している情報とを組付けるために機関別符号の取得並びに組付け情報の提供を行う。	事前	「医療保険制度の適正かつ効率的な運営を図るための健康保険法等の一部を改正する法律」によりオンライン資格確認のしくみの導入されるこに伴い事務を追加
令和2年11月5日	I 関連情報 1. 特定個人情報を取扱うファ イル ③システムの名称	宛名・口座システム、国民健康保険システム、 番号連携サーバ(団体内統合宛名システム)、 中間サーバー	宛名・口座システム、国民健康保険システム、 番号連携サーバ(団体内統合宛名システム)、 中間サーバー、国保総合システム、国保情報集 約システム、医療保険者等向け中間サーバー	事前	「医療保険制度の適正かつ効率的な運営を図るための健康 保険法等の一部を改正する 法律」 によりオンライン資格確認のし くみの導入に伴いシステムの
令和2年11月5日	I 関連情報 3個人番号の利用 法令上の根拠	番号法第9条第1項及び別表第一30の項	番号法第9条第1項及び別表第一30の項 〈オンライン資格確認の準備業務〉 ・番号利用法 第9条第1項(利用範囲) 別表第1 項番30 ・番号利用法別表第1の主務省令で定める事務 を定める命令 第24条 ・国民健康保険法 第113条の3 第1項及び第2 項	事前	「医療保険制度の適正かつ効率的な運営を図るための健康 保険法等の一部を改正する 法律」 によりオンライン資格確認のし くみの導入に伴う根拠の追加
令和2年11月5日	I 関連情報 4情報連携ネットワークによる システム連携 ②法令上の根拠		<オンライン資格確認の準備業務> ・番号利用法 附則第6条第4項 (利用目的:情報連携のためではなくオンライン資格確認の準備 として機関別符号を取得する等) ・国民健康保険法 第113条の3 第1項及び第2項	事前	「医療保険制度の適正かつ効率的な運営を図るための健康保険法等の一部を改正する法律」 によりオンライン資格確認のしくみの導入伴う根拠の追加
令和3年4月1日	II しきい値判断項目 1.対象人数 いつ時点の計 数か	令和2年2月20日時点	令和3年1月27日時点	事前	定期見直し作業による。
令和3年4月1日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計 数か	令和2年2月20日時点	令和3年1月27日時点	事前	定期見直し作業による。
令和4年2月8日	II しきい値判断項目 1.対象人数 いつ時点の計 数か	令和3年1月27日時点	令和4年2月8日時点	事前	定期見直し作業による。
令和4年2月8日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計 数か	令和3年1月27日時点	令和4年2月8日時点	事前	定期見直し作業による。
令和5年4月1日	Ⅱしきい値判断項目 1.対象人数 いつ時点の計 数か	令和4年2月8日時点	令和5年4月1日時点	事前	定期見直し作業による。
令和5年4月1日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計 数か	令和5年2月8日時点	令和5年4月1日時点	事前	定期見直し作業による。
令和5年4月1日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計 数か	令和5年2月8日時点	令和5年8月31日時点	事前	定期見直し作業による。

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和6年10月1日	I 関連情報 4情報連携ネットワークによる システム連携 ②法令上の根拠	間方 公本 15年 25年 25年 25年 25年 25年 25年 25年 25年 25年 2	《情報照会の根拠》 ・番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条 の表 1・2・3・5・6・13・16・19・27・38・42・48・56・65・69・69・33・87・111・115・125・131・137・141・145・158・161・164・165・166・173の項 ・番号法第19条第8号に基づく利用特定個人情報照会の根拠》・番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表69・70・10の項 ・番号法第19条第8号に基づく利用特定個人情報に関する命令第2条の表69・70・10の項 ・番号法第19条第8号に基づく利用特定個人情報に関する命令第2条 <オンライン資格確認の準備業務>・番号利用法附則第6条第4項(利用目的:情報連長のためではなくオンライン資格確認の準備進して機関別符号を取得する等)・国民健康保険法第113条の3第1項及び第2項	事前	法令変更による
令和6年10月1日	I 関連情報 9. 規則第9条第2項の適用		追加項目	事前	新様式への移行に伴う修正
令和6年10月1日	Ⅱしきい値判断項目 1.対象人数 いつ時点の計 数か	令和5年4月1日時点	令和6年10月1日時点	事前	定期見直し作業による。
令和6年10月1日	IIしきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計 数か	令和5年8月31日時点	令和6年10月1日時点	事前	定期見直し作業による。
令和7年4月1日	Ⅱしきい値判断項目 1.対象人数 いつ時点の計 数か	令和6年10月1日時点	令和7年4月1日時点	事後	定期見直し作業による。
	Ⅱしきい値判断項目 12. 取扱者数 いつ時点の計	令和6年10月1日時点	令和7年4月1日時点	事後	定期見直し作業による。